学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

教育政策課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

１　改正の理由及び内容

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、特殊勤務手当について、所要の改正を行う。

（1）多学年学級担当手当

義務教育等教員特別手当の学級担任への加算措置を踏まえ、廃止する。

（2）教員特殊業務手当（非常災害時等の緊急業務）

支給要件及び支給額を改定する。

対象業務	現行		改正後	
	従事時間※１	金額（日額）	従事時間※１	金額（日額）
(1)　非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧	８時間程度※２	8,000 円	４時間程度	8,000 円 （改正なし）
(2)　被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している者の救援	８時間程度※２	16,000 円	４時間程度	16,000 円 （改正なし）
(3)　児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急	８時間程度※２	7,500 円	４時間程度	8,000 円
(4)　児童生徒の非行防止のために行う緊急の補導等	４時間以上	3,750 円 （８時間以上※3 7,500 円）	４時間程度	8,000 円

※１　正規の勤務時間以外の時間又は休日等に業務に従事した場合に支給

※２　午後５時から翌日の午前８時までの間に業務に従事した場合は「６時間程度」

※３　午後５時から翌日の午前８時までの間に業務に従事した場合は「６時間以上」

２　施行期日

令和８年１月１日

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、第24条の２第１項」を削る。

第３条を削る。

第４条第１項第１号中「のうち次項第１号から第３号までの業務」を削り、「８時間」を「４時間」に改め、同号ただし書及び同項第２号を削り、同項中第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、同条を第３条とする。

第５条中「第６号」を「第４号」に改め、同条第１号中「前条第２項第１号」の次に「、第３号及び第４号」を加え、同条第３号及び第４号を削り、同条第５号を同条第３号とし、同条第６号中「前条第１項第４号のア」を「前条第１項第３号のア」に改め、同号を同条第４号とし、同条第７号中「前条第１項第４号のイ」を「前条第１項第３号のイ」に改め、同号を同条第５号とし、同条第８号を同条第６号とし、同条を第４条とし、第６条を第５条とし、第７条を第６条とする。

別表中「(第６条関係)」を「(第５条関係)」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この規則は、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第２号。以下「条例」という。）第24条第２項、第24条の３、第24条の４第１項及び第24条の５第１項の規定により、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第２号。以下「条例」という。）第24条第２項、第24条の２第１項、第24条の３、第24条の４第１項及び第24条の５第１項の規定により、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。
（削る）	（多学年学級担当手当の支給範囲） 第３条　多学年学級担当手当を支給する教育職員は、市町村立（市町村学校組合立を含む。以下同じ。）の小学校、中学校又は義務教育学校の２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 （１）　２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の２分の１に満たない者 （２）　２以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が１週間につき12時間に満たない者
（教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲） 第３条　条例第24条の３第１項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 （１）　条例第24条の３第１項第１号の業務 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第９号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第４条第２項に規定する正規の勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は勤務時間条例第６条第１項に規定する休日（勤務時間条例第７条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が４時間程度であること。	（教員特殊業務手当の支給対象となる業務の範囲） 第４条　条例第24条の３第１項に規定するその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 （１）　条例第24条の３第１項第１号の業務のうち次項第１号から第３号までの業務 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第９号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第４条第２項に規定する正規の勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は勤務時間条例第６条第１項に規定する休日（勤務時間条例第７条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が８時間程度であること。ただし、午後５時から翌日の午前８時までの間に従事した場合

改正案	現行
（削る）	にあつては６時間程度であること。 （２）　条例第24条の３第１項第１号の業務のうち次項第４号の業務正規の勤務時間以外の時間又は休日等における正規の勤務時間中に業務に従事した場合で、その業務に従事した時間が４時間に及ぶものであること。
（２）～（４）　略	（３）～（５）　略
２～６　略	２～６　略
（教員特殊業務手当の額）	（教員特殊業務手当の額）
第４条　教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日１日（第４号の業務にあつては、１泊）につき次の各号に掲げる額とする。	第５条　教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日１日（第６号の業務にあつては、１泊）につき次の各号に掲げる額とする。
（１）　条例第24条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第１号、第３号及び第４号の業務　8,000円	（１）　条例第24条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第１号の業務　8,000円
（２）　略	（２）　略
（削る）	（３）　条例第24条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第３号の業務　7,500円
（削る）	（４）　条例第24条の３第１項第１号の業務のうち前条第２項第４号の業務　3,750円 （従事した時間が８時間（午後５時から翌日の午前８時までの間は、６時間）以上の場合は、7,500円）
（３）　略	（５）　略
（４）　条例第24条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号のアの業務　3,600円	（６）　条例第24条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第４号のアの業務　3,600円
（５）　条例第24条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号のイ及びウの業務　2,700円	（７）　条例第24条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第４号のイ及びウの業務　2,700円
（６）　略	（８）　略
第５条・第６条　略	第６条・第７条　略
（別表）（第５条関係）	（別表）（第６条関係）

左欄	右欄
小学校	教務主任　学年主任
中学校	教務主任　学年主任　生徒指導主事
義務教育学	教務主任　学年主任　生徒指導主事（後期課程に係る

左欄	右欄
小学校	教務主任　学年主任
中学校	教務主任　学年主任　生徒指導主事
義務教育学	教務主任　学年主任　生徒指導主事（後期課程に係る

改正案		現行	
校	業務を担当するものに限る。）	校	業務を担当するものに限る。）
高等学校	教務主任　学年主任　生徒指導主事　進路指導主事　学科主任　農場主任	高等学校	教務主任　学年主任　生徒指導主事　進路指導主事　学科主任　農場主任
特別支援学校	教務主任　学年主任　生徒指導主事　進路指導主事（高等部に置かれるものに限る。）　学科主任　寮務主任	特別支援学校	教務主任　学年主任　生徒指導主事　進路指導主事（高等部に置かれるものに限る。）　学科主任　寮務主任

教員の手当等処遇改善について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

1　概要

文部科学省は、中央教育審議会答申（令和６年８月）および「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太の方針）」を踏まえ、教職の職務の重要性や勤務実態に応じた処遇改善を目的として、教職調整額の引き上げおよび各種手当の充実を盛り込んだ令和７年度予算を成立させた。

これに併せて、教員給与に関する特別措置法についても所要の改正が行われた。

本県においても、国の制度改正を踏まえ、教員の欠員状況や人材確保の観点から、処遇改善を実施する。

2　教師の処遇改善と見直し内容（R8.1～）

項目	状況	概要	対象	国	改正の趣旨	長野県
(1) 教職調整額	現況	時間外手当の代替として支給	校長・教頭以外の教育職員	給料月額の４％	教員の職務の困難性が増していることに加え、教師不足の中で優秀な人材を確保するため給与に優遇分を確保する。	国と同様
	改善見直し			給料月額の５％（R12までに10%）↑		
(2) 管理職本給の改善	現況	教職調整額の段階的な改善に合わせ支給	校長・教頭	（新設）	教職調整額の引き上げに伴い、教職調整額が支給されない管理職の給与が、一般教員の給与と逆転することを防ぐ。	国と同様 ・R7：小中　4,000円　高特　3,800円 ・R12：小中 24,200円　高特 23,000円
	改善見直し			管理職の本給加算↑ ・R7：小中　4,000円　特支　3,800円 ・R12：小中 24,200円　特支 23,000円		
(3) 義務教育等教員特別手当	現況	教員に優秀な人材確保のため支給	全教育職員	本給の1.5%	担任の業務負担を踏まえて手当額を加算し、職務に応じたメリハリのある給与制度を構築する。	2,000～8,000円/月（級・号俸による。本給の1.5%程度）
	改善見直し			①本給の1.0%↓ ②学級担任加算＋3,000円/月↑		①級・号俸に応じて本給の1.0%程度に金額引下げ ②国と同様（学級数を上限に支給）
(4) 多学年学級担当手当	現況	複数の学年を指導する負担に対する手当	2以上の学年を担当する教育職員	日額290円又は350円	義務教育等教員特別手当の学級担任加算の見合いとして廃止。	３以上の学年：180円/日 ２以上の学年：150円/日
	改善見直し			廃止↓		国と同様
(5) 特殊勤務手当（非常災害）	現況	非常災害対応など特別な勤務に対する手当	支給対象業務に従事した教育職員	8h従事した場合に7,500円又は8,000円	勤務時間外の業務負担が大きいことを踏まえ、改善する。	3,750円～8,000円/日（時間外、土日等に6h～8h従事）
	改善見直し			4h従事した場合に8,000円↑		国と同様

3　改正時期

・令和８年１月１日（11月議会において、条例議決済み）